

派遣先所属 福島県農林水産部環境保全農業課  
氏 名 小林 延子 (こばやし のぶこ)  
派遣期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

## 1 派遣業務の内容、現況

派遣先の環境保全農業課では循環型農業の推進（有機農業、エコファーマー、地力増進、農用地・水質・大気汚染防止等）、作物保護の推進（植物防疫、農薬適正使用、発生予察、鳥獣被害防止等）、農産物安全の推進（GAP、トレーサビリティ、食品表示法、農産物検査法、ふくしまの恵み安全・安心推進事業、農林水産物等緊急時モニタリング等）に関する業務を行っています。

現在、職員 20 名、臨時職員 2 名の総勢 22 名、このうち 3 名が自治法派遣職員で、モニタリングは愛知県（平成 23 年度から、3 ヶ月×4 名/年）と滋賀県（平成 24 年度から 1 名/年）、鳥獣被害防止（平成 28 年度から 1 名/年）は埼玉県からの派遣です。

福島県の有害鳥獣による農作物等被害は平成 27 年度は約 1 億 3 千万円に達し、内、イノシシ被害が全体の 5 割を占め、原子力発電所事故発生前の平成 21 年度と比較して被害額で約 1.5 倍となり、県下全体で被害が発生しています。イノシシ以外にもクマによる人的被害が増加傾向にあり、ニホンジカについては生息域が拡大しており、多獣種を対象とした複合的対策が求められています。

鳥獣被害防止対策は、市町村が鳥獣被害防止計画を策定し、その計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して、生息環境管理（緩衝帯の整備等）、被害防止（侵入防止柵の設置等）、個体数管理（捕獲）などの対策を実施しています。

原子力発電所事故は、福島県農業に甚大な影響を与え、野生鳥獣からは基準値を超える放射性物質が検出され、県内全体を対象として捕獲イノシシの出荷制限、県北地方と相双・双葉地方には摂取制限指示が出され、狩猟者による捕獲活動が停止し、イノシシの生息域が拡大しています。

被害防止対策は、単独の対策が多く、住民の意識は捕獲に偏重する傾向があり、生息環境管理、被害防止、個体数管理の 3 つの対策を地域ぐるみで総合的に取り組むことが必要とされています。また、鳥獣被害は隣接する自治体間での強調した対策が必須で、県が主導し、地域で連携して対策に取り組む広域的な協議会の設立を後押ししています。

私は、市町村が 3 年ごとに策定する鳥獣被害防止計画の関係各課との事前協議や計画の承認、事業実施状況報告書や事業評価報告書の内容確認・修正依頼・農政局への報告書の作成等、交付金事業に係る事務処理を担当しています。福島県 59 市町村の内、53 市町村が鳥獣被害防止計画を策定しており、今年度は 39 市町村が鳥獣被害防止総合対策交付金事業を実施しているため、膨大な事務量になります。

年度当初には、市町村や農林事務所職員を対象に鳥獣被害対策担当者説明会を開催し、法令や制度、事業内容、被害防止計画策定協議や交付金事業に係る事務について、説明を実施していま

す。また、県が実施する鳥獣被害対策レベルアップ推進事業において、市町村や関係団体を対象に、人材育成研修会を年4回開催します。既に3回（基礎編、ニホンジカ・ニホンザル編、集落ぐるみの対策編）が終了し、説明会や研修会では、福島県の職員と一緒に、開催準備や運営を担っています。

研修会は鳥獣被害が発生している現地で実施されるため、県庁内で仕事をしている私には、現地を見る貴重な機会となります。電気柵の設置のポイントや緩衝帯の整備状況、ニホンザルのテレメトリ調査（野生獣に電波発信器を取り付け、電波により野生獣の位置や距離を測定する調査）方法、集落環境診断（住民、行政、専門家等が参加し、集落単位で鳥獣被害が発生している要因や対策について整理し、野生鳥獣を誘引しない環境を作っていくための合意形成手法）等を実習することができ、私にとっても有意義な時間でした。一方で、高齢化や過疎化が進む中、生息環境（緩衝帯等）を整備し続ける難しさや住民の合意形成の難しさを実感する時間でもありました。



リーダー育成研修会（実習）

（電気柵の設置のポイントや緩衝帯の整備について）

環境保全農業課は若い職員が多く、明るく元気な職場です。業務量が多く、ほとんどの職員が毎日、遅くまで残業しています。派遣職員は福島県が用意して下さった宿舎を利用するのが常ですが、私は小山市（栃木県）から新幹線通勤しているため、色々な面で配慮いただき、それほど残業することもなく、勤務させていただいています。

鳥獣被害は農作物被害だけでなく、帰還に向けても大きな問題であり、今後は集落環境診断の下、必要な対策を見極めるとともに、広域的対策や複数の鳥獣を対象とした対策が重要であり、継続的な支援が必要です。

## 2 復旧・復興状況や被災地での見聞・感想

10月になって、相馬相双地方を視察する機会がありました。

一つは福島県で初めての捕獲有害鳥獣専用の公害物質を飛散させない高い環境性能を有する焼却処理施設の視察です。福島県東日本大震災農業生産対策交付金等1億6千万円を利用し、平成28年4月1日から稼働しています。捕獲頭数の増加や埋設処理の困難性から整備されたもので、相馬市と新地町で捕獲されたイノシシを焼却処分しています。福島県内で捕獲されたイノシシは仮埋設されており、一部は切断した上で一般ゴミ焼却場で焼却されています。専用の焼却施設が必要との要望もあっていますが、どこに建設するか、どこが主体となるか、住民の合意が得られるか等、課題も多いようです。



相馬市に完成したイノシシ専用の焼却施設

二つ目は、農林水産部の自治法派遣職員も含めた職員で、広野町から南相馬市まで相双方面の浜通りを北上し、震災の復旧・復興状況を視察しました。

広野町を出発した時は0.1マイクロシーベルト/時でしたが、北上し帰還困難地域に入ると線量は急速に上昇し、原発（大熊町と双葉町の中間）のある大熊町の国道6号線上（原発から3kmの地点）では最大6.64マイクロシーベルト/時を記録しました。広野町や楡葉町では、水上太陽光発電や洋上風力発電が整備され、海岸の復旧作業も進んでおり、広大な水田が廃棄物置き場となっていました。富岡町に入ると被災を受けたままの建物も多く、大熊町では国道6号線沿いの住宅は防犯対策のため柵が設置されていました。双葉町では震災を受けたままの状況（自治法派遣職員は立ち寄れない）だそうです。浪江町（避難準備区域）の農地（水田）は、セイタカアワダチソウやススキ、ヤナギ等が生い茂り未復旧の状況でしたが、一部では営農再開のための活動も行われていました。南相馬市の原町東地区では農山漁村地域復興基盤整備総合事業を活用し、大規模な圃場整備（工業団地53ha、太陽光発電45ha、海岸防災林31ha）を実施中でした。

復旧・復興の状況は原発の影響（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）の如何で大きく異なり、大熊町や双葉町では震災後のまま時間がストップし、農地は荒れ果て荒野のようになり、作業員以外の人がない状況は壮絶なものでした。

福島県庁職員も、実際に相双地方の現場を見る機会は少ない人が多いようです。今回は現地の復興状況を熟知した職員が同行し、説明してくれたので、大変有意義な機会となりました。

まだまだ、福島県の現状が全国には伝わっていないと感じています。もっと復旧・復興の現状を知ってもらうための取り組みが必要ではないでしょうか。



震災による海岸の被害と広大な水田に置かれた廃棄物

(広野町二つ沼公園からの眺め)



海岸災害復旧事業により8.7mの高さに整備された

堤防と植栽

(広野町浅川地区)



ガレキ撤去中の浪江町請戸地区



浪江町から見た第一原発